

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイポンプ用電動機において、潤滑油ゲージのフランジ部に油のにじみが認められたため、当該にじみ部を補修。	G	
2	1号機	低圧タービン(C)第13段抽気ドレン弁の定例試験(開動作確認)時、動作不良(開しない)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	2号機	気体廃棄物処系設備エリア換気系排気放射線モニタにおいて、各エリアのサンプル流量計に指示値不良(9箇所中6箇所の流量指示がゼロ:全流量指示は正常)が認められたため、当該流量計を交換。	G	
4	2号機	活性炭式希ガスホールドアップ装置活性炭吸着塔入口放射線モニタサンプルポンプ(B)において、異音(ゴロゴロ音)が認められたため、当該ポンプを点検補修。	G	
5	その他	港湾設備の南防波堤において、上部コンクリートに一部破損が認められたため、当該破損部を補修。	G	